

令和3年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会次第

日時 令和3年9月28日（火）

午後2時から

場所 長久手市保健センター3階会議室

1 あいさつ

2 議題

- (1) 健康づくり事業について【資料P1】
- (2) 成人保健事業について【資料P2～6】
- (3) 母子保健事業について【資料P7～10】
- (4) 予防接種事業について【資料P11～12】
- (5) 地域保健活動について【資料P13】
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について【資料P14～15】
- (7) 次年度検討事項【資料P16】

3 その他

配布資料

- 1 長久手市地域保健対策推進協議会規則
- 2 名簿
- 3 配席表
- 4 資料

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

長久手町地域保健対策推進協議会規則(昭和54年長久手町規則第1号)の全部を改正する。

(名称及び目的)

第1条 この会は、長久手市地域保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、住民の健康の保持及び増進を図り、健康で快適な日常生活の向上を期するため総合的健康づくり活動を促進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。

- (1) 健康増進事業及び成人保健事業に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。
- (4) 精神保健福祉事業に関すること。
- (5) その他必要な事項
(平25規則14・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者
(平28規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(平28規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を必要に応じて置くことができる。

- (1) 成人専門部会
 - (2) 母子専門部会
 - (3) その他必要な部会
- 2 成人専門部会及び母子専門部会の委員は、市長がこれを委嘱する。
 - 3 その他必要な部会の名称等は市長が定める。また、その他必要な部会の委員は、その都度、市長が委嘱又は任命する。
 - 4 部会の委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものでない。
 - 5 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 6 部会長は、部会の会務を総理する。
(平28規則6・一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(平24規則13・平25規則14・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第39号)

この規則は、平成20年4月13日から施行する。

附 則(平成23年規則第49号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和3年度長久手市地域保健対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成関係機関	職 名	氏 名
各種団体	愛知医科大学公衆衛生学教室代表	菊 地 正 悟
	長久手市スポーツ推進委員長	口 野 孝 典
	長久手市社会福祉協議会長	近 藤 鋭 雄
	自治会連合会長・区長会長代表	中 村 利 男
	公立陶生病院小児科医師代表	森 下 雅 史
	長久手市食生活改善推進員会長	山 田 豊 美
	市内歯科医師代表	横 井 英 臣
	市内医師代表	横 山 智 絵 子
行政機関	長久手市教育委員代表	安 藤 京 子
	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	杉 原 孝 子
学識経験者	学識経験者(名古屋大学教授)	近 藤 高 明
公募委員		飯 田 悦 夫
		北 川 由 香 里

令和3年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会 配席表

(敬称略)

健康推進課 健康増進係主任 福岡 喬 PC	健康推進課主幹 遠藤 佳子
-----------------------------	------------------

スクリーン

健康推進課課長補佐 兼健康増進係長 諸戸 洋子	健康推進課 母子保健係長 與語 奈緒子
-------------------------------	---------------------------

福祉部部長 川本 満男	福祉部次長兼 健康推進課課長 浅井 俊光 カメラ
----------------	--------------------------------

健康推進課 健康増進係専門員 今村 知美	健康推進課 母子保健係主任 加納 由果
----------------------------	---------------------------

長久手市スポーツ推進委員長 口野 孝典	長久手市社会福祉協議会会長 近藤 鋭雄
------------------------	------------------------

副会長 自治会連合会 長・区長会代表 中村 利男	長久手市食生活 改善推進員会長 山田 豊美
-----------------------------------	-----------------------------

市内 歯科医師代表 横井 英臣	長久手市教育委 員会代表 安藤 京子
-----------------------	--------------------------

1 健康づくり事業

(1) 概要

長久手市健康づくり計画（第2次）に基づき、健康づくり事業を実施している。長久手市健康づくり計画（第2次）とは

計画期間	平成26年度から令和5年度までの10年間 平成30年度中間報告実施
基本目標	健康寿命の延伸
方針	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 地域で支える健康づくりの推進 生涯を通じた健康づくりの推進
領域別課題	食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理

領域	令和3年度の実施内容	
食事	成人	健康講座（朝食づくり講座） 成人式での啓発 39歳以下健診での啓発
	母子	離乳食教室 パパママ教室 乳幼児健診
運動	成人	ラジオ体操事業
歯の健康	成人	歯周病検診 8020、8520、9020運動（歯科医会共同）
たばこ アルコール	成人	市内小学校での喫煙防止教室 禁煙外来治療費助成事業
	母子	乳幼児健診 親子健康手帳交付時の指導 パパママ教室
こころ	成人	こころの相談室（保健師・精神保健福祉士）
	母子	こころの体温計 健康講座（ゲートキーパー養成講座）
健康管理	成人	がん検診、肝炎ウイルス検診 39歳以下健康診査、脳ドック検診費助成事業 体成分分析装置測定会、骨密度測定、 健康マイレージ事業

(2) 計画期間の延長について（別紙資料1参照）

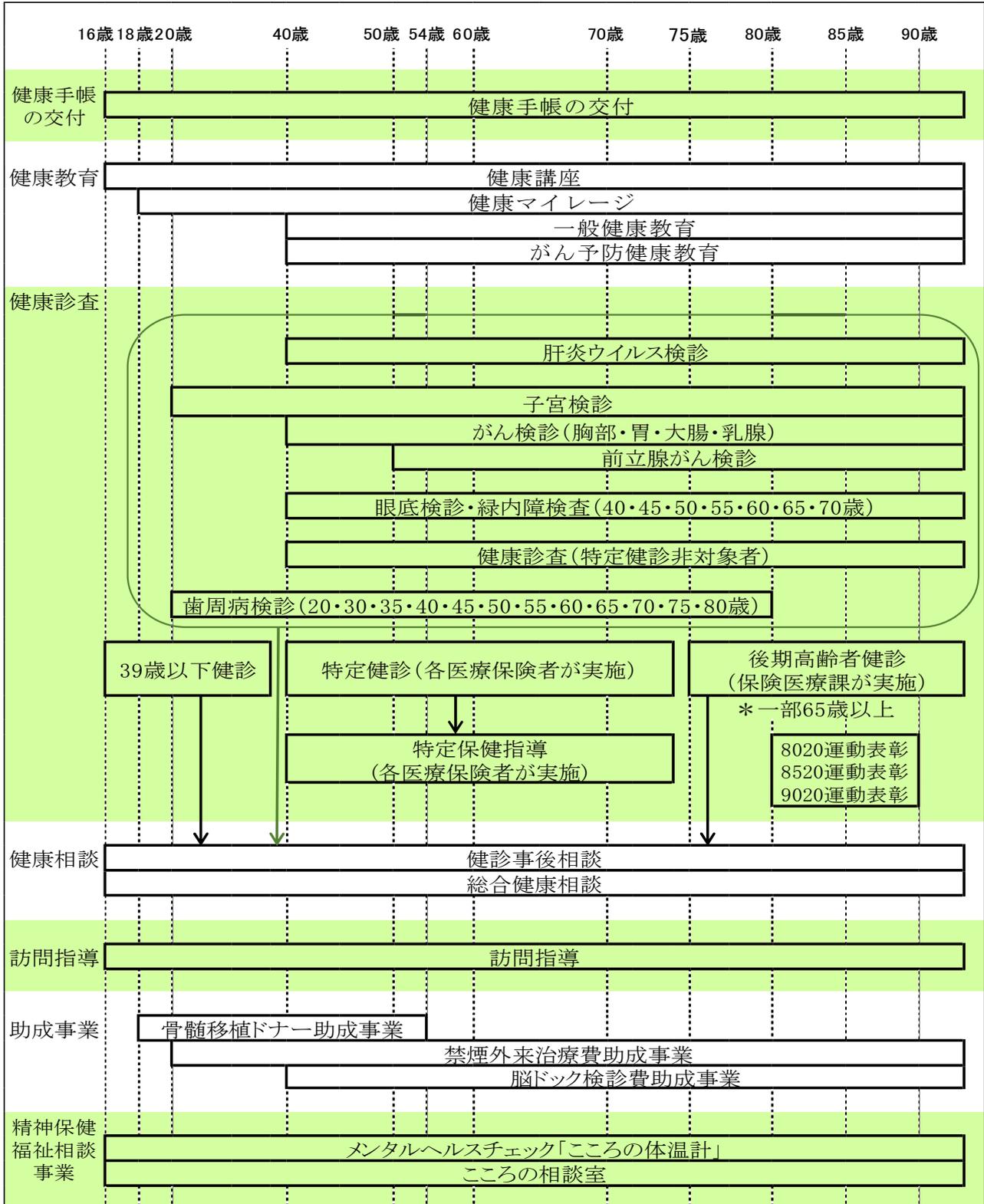
国の「健康日本21（第二次）」の計画期間が1年間延長することを受け、本市計画についても計画期間の1年延長を予定している。

2 成人保健事業

(1) 概要

健康増進法に基づき、各種検診、健康相談等を実施している。

成人保健事業体系図



(2) がん検診

ア 事業概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、胸部・胃・大腸・子宮・乳腺検診を実施している。

令和2年度は、子宮検診について若い世代の受診率向上を目指し、20歳～39歳の検診対象者に勧奨通知を2回送付した。

イ 実績

	年度	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	がん対策 推進基本 計画 目標値 (%)	健康づく り計画 目標値 (%)
胸部	R1	6,772	64.8	144	50.0	65.0
	R2	6,462	61.8	110		
胃	R1	4,261	40.7	223	50.0	60.0
	R2	3,986	38.1	148		
大腸	R1	6,517	62.3	449	50.0	63.0
	R2	6,090	58.2	461		
子宮	R1	2,386	44.0	37	50.0	60.0
	R2	2,394	45.8	46		
乳腺	R1	1,943	53.9	80	50.0	60.0
	R2	1,893	53.0	93		

ウ 課題

胃検診、子宮検診の受診率が、がん対策推進基本計画の目標値である50%に達していない。

エ 取組

子宮検診について、令和3年度から女性検診受診者の利便性を考慮して、乳腺検診と子宮検診を同日に受診できる検診日を設けた。また、若い世代の方が受診しやすいように、39歳以下健診と子宮検診を同日に受診できる検診日を設けた。

(3) 歯科検診（8520・9020 運動表彰）

ア 事業概要

歯周病の早期発見・早期治療、知識の普及・啓発により、住民の生涯にわたる歯の健康の保持増進を図ることを目的に、20歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の人を対象に歯周病検診を実施している。

8020運動は、瀬戸歯科医師会長久手歯科医会が、8520運動、9020運動は、市で表彰を実施し、生涯を通じて歯の健康づくりを推進している。

令和2年度は、11月に歯周病検診の勸奨通知を送付した。

イ 歯科検診受診実績

年齢	R1		R2	
	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)
20歳	26	3.7	34	5.4
30歳	53	7.3	47	7.1
35歳	83	9.0	57	6.3
40歳	100	9.7	76	7.7
45歳	68	6.0	55	5.1
50歳	78	8.6	78	7.9
55歳	49	7.7	44	5.9
60歳	50	9.2	45	8.2
65歳	49	10.3	39	8.0
70歳	119	20.1	73	14.8
75歳	77	16.8	40	12.0
80歳	76	28.1	34	9.8
計	828	9.9	622	7.6

ウ 歯の表彰実績

	R1(人)	R2(人)	R3(人)
8020表彰受賞者	67	55	101
8520表彰受賞者	24	24	30
9020表彰受賞者	7	1	12

エ 課題

歯科検診については、新型コロナウイルスの影響もあり、令和元年度より令和2年度の受診率が低下している。また、成人期の受診率が低い状態が続いている。

オ 取組

対象者に向けて健診等の機会でも周知・啓発・勸奨を行い、受診率の向上を図る。歯の健康について理解を深める機会を設ける。

(4) 健康マイレージ

ア 事業概要

健康づくりに取り組む人の拡大と定着化を促進するためのきっかけづくりとして平成28年4月開始。ポイントを組み合わせ50ポイント以上貯めると達成。達成者は、愛知県健康マイレージ事業の優待カードと、市内協賛企業からの賞品が当たる抽選の応募資格を取得できる。

令和2年度は、健康アプリを導入し、参加しやすい環境を整えた。

イ 実績

年度	R1 (人)	R2 (人)	R3 (人)
マイレージ達成者数	257	205	89 R3.8.31 現在

ウ 課題

継続の利用者が多いため、新規の参加者を増やす。

エ 取組

年間を通して健診・講座等で周知を行い、新規の参加者を増やしていく。

(5) 健康講座（健康教育）

ア 事業概要

長久手市健康づくり計画（第2次）に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防対策を目的として健康教育を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、事業を縮小したが、骨密度測定会は他課と連携し実施した。

イ 実績（令和3年度）と今後の予定

(ア) 朝食づくり講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講義と調理実習は中止とし、講義資料と朝食レシピの紹介をホームページで周知した。

資料・レシピ考案 小金澤衣里氏

(イ) ゲートキーパー養成講座

令和3年8月5日 教員はじめ若年層に関わりのある方向け
愛知医科大学病院 こころのケアセンター

臨床心理士 古井由美子氏

(ウ) 愛知医科大学公開講座（長久手市連携事業）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、10月オンライン公開予定。

(エ) 骨密度等測定（健康展）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小して実施予定。

ウ 課題

新規の参加者を増やす。

エ 取組

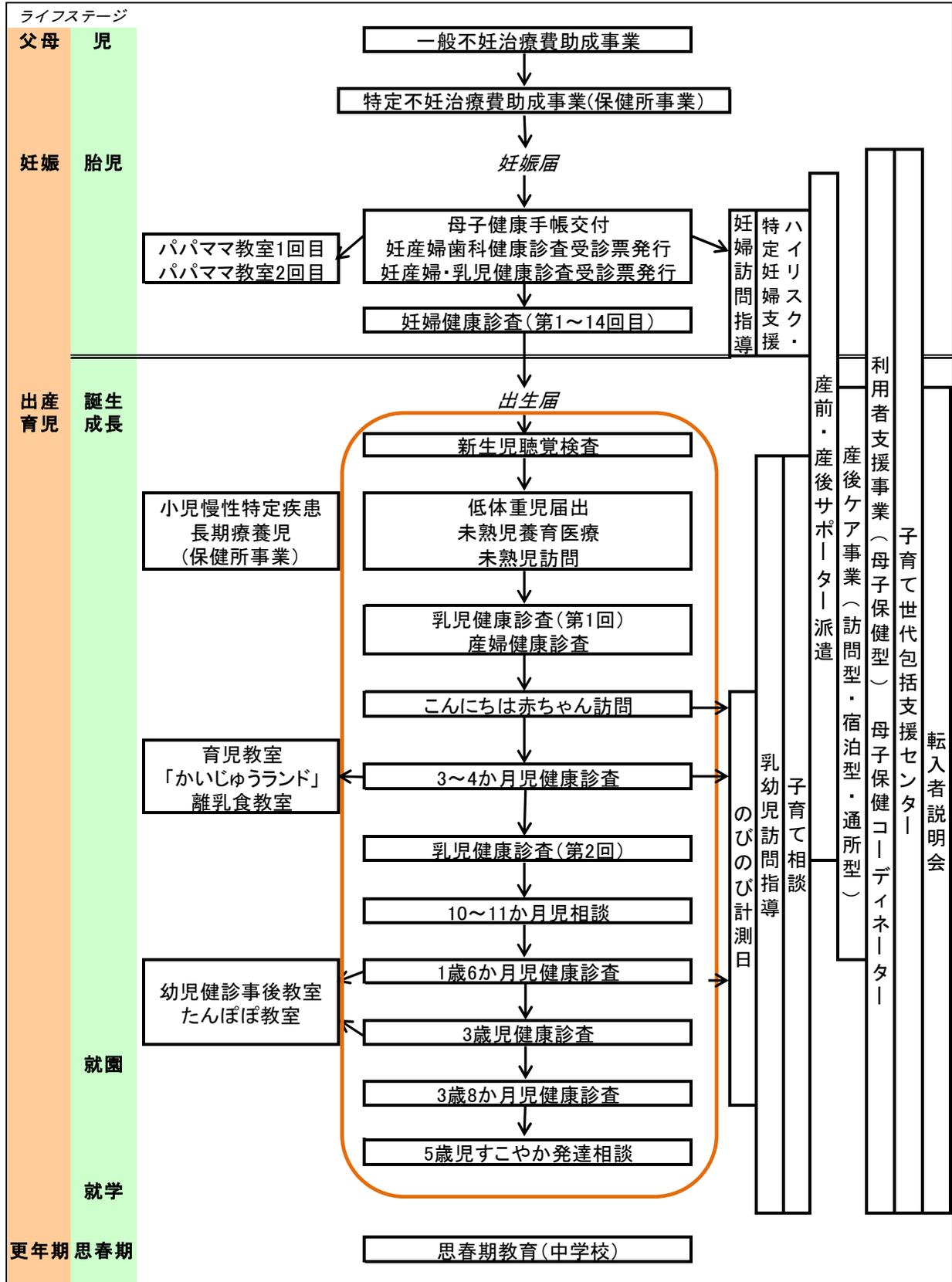
幅広い年代の方に向けた講座内容や講師の選定、関心を引く内容としたり、周知方法や開催日時の検討をしていく。

3 母子保健事業

(1) 概要

妊娠、出産、子育て期に、切れ目ない支援を実施。

母子保健事業体系図



(2) 第2期長久手市子ども子育て支援事業計画

ア 概要

長久手市子ども子育て支援事業計画（第2期）に基づき、事業を実施
長久手市子ども子育て支援事業計画（第2期）とは

計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

基本目標3 「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」

施策の柱 ・ライフステージに応じた適切な支援の推進
・すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

イ 新規・拡充施策

(ア) 訪問事業の実施

養育支援訪問事業の育児支援及び家事援助を実施する。

(イ) 産前・産後サポート事業の整備

産前・産後サポーター派遣事業を実施する。

(ウ) 多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施

令和2年度に多胎サロンを開始し、年間3～4回開催する。産前・産後サポーター派遣事業で、多胎育児家庭は利用期間を子どもが1歳になる前日から2歳になる前日に拡大した。

ウ 取組

第2期長久手市子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から切れ目のない支援を行う。計画の進行管理は、子ども子育て会議において行う。

(3) 産前・産後サポーター派遣事業

ア 概要

令和3年度に産前・産後ヘルパー派遣事業を拡充して、家事支援に加え、育児支援を開始。また、多胎育児家庭の利用期間を1歳未満から2歳未満に延長し、外出支援を開始した。

イ 実施方法

事業所4か所に委託、利用者が利用時に選択できるようにしている。利用確定後に申請を行う（登録のみはできない）。

ウ 実績

年度	利用実人数 (人)	延利用時間 (時間)	延派遣回数 (回)
R3	13	254.5	143

(R3.7.31 現在)

産前・産後ヘルパー派遣事業 (参考)

年度	利用実人数 (人)	延利用時間 (時間)	延派遣回数 (回)
R2	12	180.5	161

エ 課題

出産後の利用が多いが、出産日は前後するため、利用開始の調整が困難である。また、夕方の利用や毎日利用希望がある場合、事業所の受け入れが困難で、利用者の希望に沿えない場合がある。

オ 取組

事業所に早めに利用希望の調整をして、柔軟に対応する。また、利用者の育児・家事の困難感がある場合には、事業所と情報共有をして保健師も相談を行う。

(4) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

ア 概要

単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなる多胎妊婦に対して、14回に加え、追加で受診する健康診査に係る費用を助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。令和3年4月1日開始。

イ 実施方法

健康診査は、市長が交付した妊婦健康診査受診票14回、子宮頸がんクーポン以外で、受診した妊婦健康診査を1回5,000円を上限とし、妊婦1人あたり5回を限度に償還払いを行う。

ウ 課題

多胎妊娠では早産の予防のため管理入院をすることが多く、医療費で請求されている。そのため、妊婦健診として追加の受診回数や費用の状況が把握できていない。

エ 取組

ホームページ掲載、親子健康手帳交付時に事業の周知を行い、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診の時に状況を把握し、追加で請求がないか確認をしていく。

4 予防接種事業

(1) 定期予防接種実施状況

ア 概要

予防接種法に基づき、適正に接種できるよう実施している。

イ 実績

	H28	H29	H30	R1	R2
BCG	694	681	641	686	659
不活化ポリオ	41	21	13	5	3
三種混合	0	0	0	2	0
4種混合	2,860	2,697	2,703	2,737	2,682
二種混合	576	584	593	748	766
MR混合1期	722	702	647	728	666
MR混合2期	708	746	737	752	752
麻しん	0	1	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0
風しん5期	-	-	-	190	194
日本脳炎1期	2,216	2,541	2,464	2,252	2,362
日本脳炎2期	656	732	904	773	789
ヒブ	2,822	2,355	2,693	2,648	2,687
小児用肺炎球菌	2,810	2,646	2,690	2,693	2,640
子宮頸がん予防	0	3	5	14	288
水痘	1,449	1,360	1,367	1,425	1,407
B型肝炎	2,106	1,945	2,016	1,962	1,938
ロタウイルス	-	-	-	-	571
高齢者インフルエンザ	4,794	4,786	5,034	5,339	7,513
高齢者肺炎球菌	457	745	609	370	475

単位：人

※B型肝炎は、平成28年10月から定期接種として実施した数字。

※ロタウイルスは、令和2年10月から定期接種として実施した数字。

※風しん5期は令和4年2月28日までの時限措置である。

ウ 課題

安全かつ適正に接種ができるよう接種環境の整備をしていく。

エ 取組

適切に予防接種ができるように対象者へ必要性の説明及び勧奨を行う。

(2) 令和3年度予防接種健康被害調査委員会（令和3年7月19日開催）の結果について

ア 子宮頸がん予防接種の周知方法について

令和2年10月末に対象となる中学1年生～高校1年生女子へ個別通知を実施し、令和3年3月末に新中学1年生女子に個別通知を実施した。今後も新中学1年生女子に前年度の3月末に個別通知を実施する予定である。

イ BCG個別接種への切り替えについて

令和2年5月11日からBCG個別接種を開始し、令和3年度からはBCG集団接種を廃止し個別接種のみに切り替えた。接種については、問題なく進めることができている。

ウ 日本脳炎第2期の接種勧奨差し控えについて

令和3年度に日本脳炎ワクチンの供給量が減少し、出荷量の調整が行われる見込みであるため、令和3年度は9歳になる者への日本脳炎第2期接種勧奨を行わず、令和4年度に9歳、10歳になる者に対して接種勧奨を行う。

エ 大人の帯状疱疹ワクチンについて

長久手市民から、大人の帯状疱疹予防接種の費用助成を長久手市でも検討するようにご意見があった。情報収集を続けていく。

5 地域保健活動「まちの保健師」

ア 事業概要

平成26年4月から地域保健活動「まちの保健師」として、保健師が地域に出向き、市民の健康や子育て等の悩みについて相談等を実施している。

令和2年度は、共生ステーションの開館に伴い、活動場所を増やした。

イ 実績

場所	R1		R2	
	実施回数 (回)	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数 (件)
西小学校区共生ステーション	127	1,012	49	290
市が洞小校区共生ステーション	45	170	38	173
北小学校区共生ステーション			36	203
南小学校区共生ステーション			28	165
高齢者サロン、関係団体等	19	237	1	2
児童館	62	261	19	71
子育てサロン	10	28	9	37
中央図書館	9	35	0	0
リズムあそび・ぴよんぴよん	14	24	7	11
いきいき倶楽部	3	2	0	0
計	289	1,769	187	952

ウ 課題

まちの保健師活動について周知する。

エ 取組

地域で実施しているまちの保健師について、事業等で周知していく。

6 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス対策本部

ア 概要

本市では健康推進課が対策本部事務局として、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでに36回の本部会議を開催した。イベントの中止・延期、公共施設の休館・再開、緊急事態宣言下での対応、学校・保育園等の対応、市独自の緊急支援、本市施設で発生した場合の消毒体制等のさまざまな対応を議論し決定している。市長メッセージを随時発信し、現在は若い世代に向けてワクチン接種協力の周知を図っている。

本市での新型コロナワクチン接種状況は、9月13日現在、高齢者91.37%、12歳以上65歳未満42.79%となっている。

イ 取組

市が行う施策に関して連絡調整を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策における健康推進課事業

ア 健康増進係関連事業

(ア) がん検診等

愛知県緊急事態宣言発令中も感染症対策に努め、個別、集団検診ともに継続して実施。

(イ) 8520・9020 運動

昨年に続き、敬老事業9月20日(月)の中止に伴い、表彰式を中止。表彰者の表彰状、記念品については保健センターの窓口にて配布。

(ウ) まちの保健師

愛知県緊急事態宣言発令中も感染症対策に努め、共生ステーションは継続して実施。児童館は幼児教室の中止により、中止。

イ 母子保健係関連事業

(ア) 乳幼児健康診査

愛知県緊急事態宣言発令中も感染症対策に努め、継続して実施。11の健診人数を減らすため、回数を1回ずつ増やした。

(イ) 個別 BCG 予防接種

保健センターでの集団接種を廃止し、個別接種のみとした。

ウ 各種支援

(ア) 新型コロナワクチン接種医療機関等支援

新型コロナワクチン接種の個別接種を行う医療機関並びに時間外勤務、休日出勤等で集団接種業務を担う医療機関及び薬局の支援を目的に、市内医療機関 36 か所、市内薬局 15 か所に対し、1 機関 10 万円の支援金を交付。

(イ) 健康推進課による生活支援

市内に住居があり（住民票の要件無し）、支援を希望する感染者、濃厚接触者、感染者や濃厚接触者と住居を共にする者であって、親族等から支援を受けることが困難な者に対し、生活に必要な食料、日用品の支給及び生活支援金を届ける生活支援を実施。令和 2 年 8 月に開始し、令和 3 年度は 9 月 13 日時点で 39 世帯へ支援を行った。

エ 保健センター管理

1 日 3 回の共用部分のアルコール消毒実施。健診等実施時には、入口にて個別の検温、手指消毒の励行、体調の聞き取り、事後のアルコール消毒を実施。また、正面出入口にサーマルカメラを、各フロアに空気清浄機を設置し、すべての来所者の感染症対策に努めている。

7 次年度検討事項

(1) 乳腺検診のマンモグラフィ

ア 事業概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、40歳以上の女性を対象に乳腺検診（マンモグラフィ）を実施している。

イ 乳腺検診実績

年度	受診者 (人)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検結果（人）			
				異常なし	乳がん	その他	未受診
R1	1,943	80	4.1	15	5	44	13
R2	1,893	93	4.9	30	5	52	6

ウ 次年度に向けた取組

現在は、全ての年代で、両側乳房について内外斜位方向及び頭尾方向撮影をあわせて行っている。令和4年度からは、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に従い、50歳以上は内外斜位方向撮影のみとするが、40歳～50歳未満は内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影を行う方法に変更を検討している。

次期健康づくり計画の検討スケジュール（案）

資料 1

長久手市

国

県

